

発達のご案内になるお子さんとご家族のための情報冊子

すまっこナビ



須磨区自立支援協議会 親子部会

令和5年5月作成

はじめに

私たち須磨区自立支援協議会は、平成 20 年から親子部会を立ち上げ、発達の良い気になるお子さんとそのご家族の方を対象に、動作法研修や音楽セラピーを行ってきました。また、神戸大学地域連携室と共催で「発達の良い気になる小学生とその家族のための支援教室」を開催しています。そのような継続した活動を行う中で様々な困りごとや、不安を持たれているたくさんの方と出会いました。

具体的な発達の良い気になることとしては

1. 乳幼児健診で「ことばが遅いですね。様子を見ましょう」と言われたが…
 2. 動きが激しく走り回って困る。声をかけても止まらない。
 3. 子どもの中に入っていきの嫌がる。また関心を示さない。
 4. 物に執着したり、突然に不機嫌になるなど原因がわからない。
 5. 活動の切り替えがうまくいかず、よく泣く。
 6. 話しかけても振り向かない。視線が合わない
- など、育てにくいという訴えがありました。

こんな時、まずどこに相談に行けばよいのでしょうか。またどのような療育が必要で、どのような支援機関があるのでしょうか。

この冊子では、最初の一步から 18 歳までの相談機関や療育機関、福祉サービス、学校選びなどについて、「こんなときどうする」を目次として、おおむね年齢ごとの具体的な質問に答えられるようにいたしました。様々な場面で活用いただきたいと思います。

子どもさんとご家族の皆さんにとって、役立つ1冊になれば幸いです。

須磨区自立支援協会とは

須磨区内の障害児・者の福祉や教育に携わる関係機関が密接な連携をはかりながら、地域の人々の理解を深め、ともに歩むまちづくりを目的として設置されました。私たち親子部会は、発達の良い気になるお子さんとご家族のための交流や情報交換のための活動を行っています。

須磨区の公式マスコットキャラクター
“すまぼう”

みなさんのお役に
立つように、ぼくが
ご案内いたします。



©2014 Kobe City No.16-028

この冊子について

この冊子は、幼少期から学齢期までの相談機関や利用できるサービスなどの情報を集めたものです。神戸市須磨区の情報を中心になっており全市の情報が掲載されているわけではありません。予めご了承ください。

また、サービスの中で、手帳や受給者証が必要となるものについては、以下のようにマークをつけています。

手 帳

障害者手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）

受給者証

障害福祉サービス受給者証

（詳しくは、この後(P14・15)で解説しています）

*神戸市では、障害のある方(子どもから大人まで)のための制度・サービスをまとめた「障害者福祉のあらし」という冊子があります。より詳しい内容が知りたい方は、こちらをあわせてご覧ください。

須磨区役所3階、もしくは北須磨支所(名谷センタービル 5 階)でお渡ししています。

*「障害」の表記について

近年、「障害」を「障がい」と表記する動きがあります。本冊子では法律・制度に基づいて、すべて「障害」と統一いたしました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

年齢別支援制度一覧

※対象年齢は目安であり、個別の状況に応じて異なる場合もあります。



年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	
乳幼児健診 ライフステージ 保育所・学校 など	4か月健診	9か月健診 1歳6か月健診	2歳健診 3歳児健診	3歳児健診	保育所・幼稚園・認定こども園 特別支援学校(幼稚園)	小学校(通常の学級/特別支援学級) 特別支援学校(小学部)	放課後児童クラブ(学童保育)	小学校(通常の学級/特別支援学級) 特別支援学校(中学部)	中学校(通常の学級/特別支援学級) 特別支援学校(中学部)	高等学校 特別支援学校(高等部)										
子どもの発達や障害についての相談窓口	まるやま・ひまわり・のぼら学園 療育センター(総合/東部/西部) ※開園日の診療は総合療育センターのみ 診療所(知的・発達障害児、難聴児) 診療所(肢体不自由児) こども家庭センター 発達障害者相談窓口 児童発達支援相談室(発達障害者支援センター) 思春期専門相談(精神保健福祉センター)																			
療育・相談指導・通所支援	障害児相談支援事業所 障害児相談支援センター 障害者支援センター・障害者地域生活支援センター 療育センター(再掲) ※上記参照 さこえことばの教室(言語障害・難読・発達障害) そだちところの教室(情緒障害・発達障害)																			
通所・相談指導・通所支援	児童発達支援事業所 児童発達支援センター 児童発達支援センター 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援																			
交流の場	児童館・Jカフェ こべっこランド療育指導事業																			
その他	医療費助成 / 経済的支援 / 障害者福祉制度 / 障害者のしごとの相談・支援 / その他の支援事業																			

こんなとき、どうする？

1. 子どもの発達について気になることがある。
どこに相談に行けばいいのでしょうか？ P5
相談→診断・判定→療育手帳、受給者証の取得→療育
2. 「療育」って？ 場所はどんなところがありますか？ P6
3. 子どもと一緒に過ごせる身近な居場所は？ P8・9
須磨区拠点児童館落合児童館 J-cafe (Jidoukan-cafe)
発達の気になる子どもを持つ保護者のためのグループピアカウンセリング
すまいる・ぽっとらっく
きらきらルーム
スマイルクラブ
4. 就学までに通えるところは？ P9
こども園など、児童発達支援センター・児童発達支援事業所、通級指導教室
5. 就学年齢になるがどのような学校があるのですか？ P10～
どのように選んだらいいのでしょうか？
学校について知りたい。
学校に通うようになってから困ったことがあったら？
6. 手帳とは？受給者証とは？ P14・15
7. どのような福祉サービスがありますか？サービスを利用するためには？ P16～
 - ①放課後、子どもを見てくれるところを探しています。
(放課後等デイサービス、放課後児童クラブ)
 - ②子どもにいろいろな社会体験をさせてやりたいので手伝ってほしい。
(移動支援サービス、居宅介護など)
 - ③一時的(保護者の病気や、冠婚葬祭など)に子どもを預けるところは
ありますか？(短期入所・日帰りシヨート)
 - ④子どもの養育が難しくなった。施設入所を考えたいが…。
8. 手当・割引制度など P21
9. 障害者相談支援センター・発達障害者相談窓口について P22
10. 付録(二次元コード表)



子どもの発達について気になることがある。
どこに相談に行けばいいのでしょうか？

相談

《区役所保健福祉課 保健担当》

子どものことで気になることがあったらまずはこちらの保健師にご相談ください。
場合により、「発達専門相談」をご紹介することが出来ます。

須磨区役所 2階 TEL:078-731-4341(代表)

北須磨支所(名谷センタービル 5階) TEL:078-793-1313(代表)



◎要フォロー児教室（親子教室）

発達の気になる子どもの保護者にご案内しています。
保育所などの集団に属していない子どもが参加する教室です。

須磨区役所：うみっこクラブ **北須磨支所**：やまっこクラブ、そらっこクラブ

◎区役所の子育て相談

子育てに関する相談、情報提供などを保健師などの専門職員が行なっています。
子ども虐待に関する相談や通告も受けています。

相談・判定

《神戸市こども家庭センター》

療育手帳やすこやか保育、施設入所についての判定機関です。
子どもに関する様々な問題について相談に応じます。電話相談のほか、
面談や訪問調査も行っています。

TEL:078-599-7300(代表) FAX:078-977-8085

兵庫区上庄通 1-1-27 (神戸市営地下鉄和田岬駅(出口②)より徒歩約 5 分)

手帳の交付は、P14 をご覧ください。



相談・診断・療育

《神戸市総合療育センター》

子どもの障がいに関する相談・診察・訓練を行っています。
医療機関になりますので、お越しの際は健康保険証をお持ちください。
電話による予約制です。

TEL:078-646-5291 FAX:078-646-5289

長田区丸山町 2-3-50 3階(市バス4系統「まるやま」すぐ)





「療育」って？
場所はどんなところがありますか？

こんな「療育」があります。(代表的なもの)

<個別療育>
理学療法 (PT) 運動発達の促し、日常生活動作の改善
作業療法 (OT) 日常生活動作がよりよく出来るための援助
言語聴覚療法 (ST) 言葉の発達を援助します。
 食べる事、飲み込むことに関する指導も行います。
 その他、自閉症スペクトラム等、発達障害の特徴を持つ子どもに対して支援する、「自立支援サポートプログラム」や、運動遊具などを用いて、必要な感覚刺激を与える、「感覚統合療法 (SI)」といったものもあります。

<集団療育>
 遊びを通じて基本的な生活習慣を身につけ、健康・体力を養い、子ども同士や大人とのふれあいを通じて、対人関係や集団参加への意欲を育てます。

こんな場所があります。

神戸市総合療育センター

TEL:078-646-5291 FAX:078-646-5289

・理学療法、作業療法、言語聴覚療法など。集団療育など。



《児童発達支援センター》(総合療育センター内)

受給者証

施設の持つ専門機能を活かして、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる保育所等への援助・助言を行う等、施設に通う子どもたちのケア以外の役割も担う施設です。利用については、学園と相談の上、区役所窓口へご相談ください。

神戸市立の児童発達支援センターは下記のところがあります。

まるやま学園 (～就学まで)

知的・発達障害児クラス	総合療育センター1階	078-646-5293
難聴児クラス	総合療育センター1階	078-646-5297
肢体不自由児クラス	総合療育センター2階	078-646-5294

通園していない子ども向けに、外来で訓練や保育もあります。

あけぼの学園 (15～18歳)

社会参加に必要な生活指導、職業訓練	総合療育センター2階	078-646-5295
-------------------	------------	--------------

神戸市総合児童センター（こべっこランド）

発達がゆっくりな子どもたちへの療育支援を通して、子どもたちが遊び・学び、心身ともに健やかに育つためのサポートを行っています。神戸市こども家庭センター、大学研究グループなどと連携しています。乳幼児親子教室、感覚運動指導教室などがあります。



兵庫区上庄通 1-1-43（神戸市営地下鉄和田岬駅(出口②)より徒歩約 5 分)

受付は、神戸市こども家庭センター TEL:078-599-7300(代表)

FAX:078-977-8085

《児童発達支援事業所》

受給者証

日常生活の基本的な動作指導、集団生活への適応訓練、療育などを行っています。区役所で受給者証を発行されたら、事業所との契約になります。定員や対象年齢は事業所によって異なります。利用については区役所窓口へご相談ください。他区の事業所も利用できます。また、障害福祉サービス等事業者一覧は下記の窓口で配布しています。

《保育所等訪問支援》

受給者証

保育所、幼稚園、小学校等に在籍している専門的な援助が必要な児童に対して、障害児施設で指導経験のある指導員・保育士などが対象施設を訪問し支援を行います。

集団生活適応のための訓練など児童本人に対する支援の他、支援方法の指導など施設のスタッフに対する支援も行います。

利用については申請手続き等が必要です。下記の区役所窓口にご相談ください。

申請・相談窓口

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当 TEL:078-731-4341(代)

FAX:078-735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5 階)障害福祉担当

TEL:078-793-1313(代)

FAX:078-795-1140





子どもと一緒に過ごせる身近な居場所は
どんなところがありますか？

こんな場所があります。

拠点児童館（落合児童館）

- ・児童問題に関する専門性を有する児童館です。
- ・通常の児童館事業のほかに、こべっこランドが大学などの研究機関や子ども家庭センターと連携して開発した専門講座を実施しています。
- ・落合児童館では、発達がゆっくりな子どもが気兼ねなく遊べる場所、保護者同士が交流や情報交換をして、安心して楽しく過ごせる J-cafe (Jidoukan-cafe)を実施しています。(療育指導・医療ケアは行っておりません。)
- ・日時：毎週水曜日 10:00～12:00
- ・場所：落合児童館 2階 遊戯室
- ・TEL&FAX：078-791-7644 須磨区中落合 1-1-25



発達の気になる子どもをもつ保護者のためのグループピアカウンセリング

- ・「ピアカウンセリング」とは、「仲間と話し合う」ことです。子どもの発達が気になる、遅れがあるかもしれない等の悩みを、同じように頑張っている保護者と話し合います。
- ・年5回：5・6・7・9・3月の各月1回（土曜日） 10:30～12:00
- ・場所：きたすま障害者相談支援センター
- ・問合せ先：きたすま障害者相談支援センター TEL：078-795-1453
FAX：078-795-1454

すまいるぽっとらっく

- ・神戸大学が地域連携事業として実施しています。
- 発達が気になる就学前のお子さんを持つ保護者の方向けに、
【講習会プログラム】と、【子どもプログラム】を行っています。
- ・場所：神戸市立青陽須磨支援学校
 - ・問い合わせ先 renkei4523@yahoo.co.jp TEL&FAX：078-796-4515



きらきらルーム

- ・発達がゆっくりな子どもと家族のための、自由に参加できる遊び場です。
日時はチラシ、ホームページをご覧ください。
- ・場所：神戸市総合児童センター（こべっこランド）
- ・TEL：078-958-8011（代） FAX：078-958-8177



スマイルクラブ

- ・発達がゆっくりな小学校4年生から中学生の子どもと家族のための、楽しいプログラムです。
日時はチラシ、ホームページをご覧ください。
- ・場所：神戸市総合児童センター（こべっこランド）
- ・TEL：078-958-8011（代） FAX：078-958-8177



就学までに通えるところは、どんなところがありますか？

保育所（保育園・認定こども園）には「すこやか保育」の制度があります。

「すこやか保育」

保育所（保育園・認定こども園）では家庭保育に欠ける、かつ障害のある子どもに対してサポートが受けられます。まずはこども福祉担当でご相談ください。

須磨区役所3階保健福祉課こども福祉担当 TEL：078-731-4341(代)

北須磨支所保健福祉課(名谷センタービル5階) TEL：078-793-1313(代)

児童発達支援センター・児童発達支援事業所 もあります・・・ P7をご覧ください。

視力が弱い幼児のための指導教室があります。

「弱視通級指導教室（視覚障害）」

※在籍されている園・学校でご相談ください

ひとみ教室（市立盲学校内）

視覚に障害がある子どもの学習や生活上の困難が軽減できるように指導を行います。子どもの状況に合わせて、レンズや拡大読書器などの補助具の使い方、文字や地図などの教材の工夫、日常生活や動作、運動などに関する事など、指導します。



コミュニケーション・対人関係が心配な幼児のための指導教室があります。

「きこえとことばの教室（言語障がい・難聴）」

きこえやことば、人のかかわりなどについての相談や指導を行います。

※在籍されている園・学校でご相談ください

対象：幼児（3歳児から）

場所：板宿小学校内・西落合小学校内

「そだちとこころの教室（自閉症通級指導教室）」

いろいろな要因で集団生活に溶け込みにくいお子さんについての、相談や指導を行います。

※在籍されている園・学校でご相談ください

対象：幼児（3歳児から）と、通常の学級に在籍する小学生

場所：竜が台小学校内



就学年齢になりますがどのような学校があるのですか？
どう選んだら良いでしょうか？

校区には「通常学級」・「特別支援学級」、
須磨区には「神戸市立青陽須磨支援学校」があります。

※一覧は次ページ参照。

満6歳での小学校入学を前に、今までの子どもたちの育ちを振り返ってみましょう。

生活の場は、家族のあたたかな関わりいっぱい家庭から、例えば保育士さんといった親に代わる大人や同年代の仲間たちとの保育所・幼稚園へと移ってきました。自分の気持ちを伝えたり、子ども同士で仲よく遊んだり、時には我慢をしたり・・・、楽しく通えているでしょうか、集団での生活で困っている場面はないでしょうか。

また、生後4ヶ月、9か月、1歳半、3歳の時には、乳幼児健診を受けられたかと思います。そこでは、どんなアドバイスがありましたか、保護者の方々が一人で悩んでいることはないでしょうか？

神戸市のホームページに就学に関する説明動画が掲載されています（「神戸市 就学相談」で検索）。そちらをご覧ください、入学するに当たり何らかの不安をお持ちの場合には、まずは神戸市教育委員会特別支援教育相談センターに相談してみましょう。そのうえで校区の学校にも相談をしてみましょう。どちらの相談においても担当の先生が親切に対応してくださいます。小学校の様子を知りたい場合には、学校見学も可能です。「学校公開日」には、広く一般の方に公開しています。

校区の学校で支援や配慮を尽くしても集団生活を送ることが難しいと思われる子どもには、「特別支援学校」があります。

須磨区には、青陽須磨支援学校があり、知的障害あるいは肢体不自由障害のある子への教育を行っています。今年度は5月と9月に「学校説明会・見学会」があり、9月、10月の「就学入学相談」、11月の「専門家検診」を経て適正入学を進めています。6月の「体験入学」で実際に学校生活を味わうことも可能です。

教育相談センターでの相談や校区の学校における相談とともに、特別支援学校での相談も受けられることをお勧めします。



須磨区内の小・中学校について知りたい。

小学校

学校名	電話番号
だいち小学校	078-739-1502
若宮小学校	078-731-0007
西須磨小学校	078-731-0295
北須磨小学校	078-731-8149
高倉台小学校	078-734-1766
多井畑小学校	078-792-0450
板宿小学校	078-732-4055
東須磨小学校	078-731-0448
若草小学校	078-743-7311
妙法寺小学校	078-741-2559

学校名	電話番号
横尾小学校	078-743-4511
白川小学校	078-792-2619
神の谷小学校	078-791-8277
松尾小学校	078-791-8422
東落合小学校	078-793-1844
花谷小学校	078-791-8272
南落合小学校	078-792-5244
西落合小学校	078-792-5556
竜が台小学校	078-793-1833
菅の台小学校	078-791-0233

中学校

学校名	電話番号
太田中学校	078-732-0854
鷹取中学校	078-731-0066
飛松中学校	078-731-9494
高倉中学校	078-733-1140
横尾中学校	078-743-7322
友が丘中学校	078-792-5567

学校名	電話番号
東落合中学校	078-792-5558
須磨北中学校	078-741-6465
白川台中学校	078-792-5711
西落合中学校	078-791-8444
竜が台中学校	078-791-0762

特別支援学校

学校名	電話番号
神戸市立青陽須磨支援学校	078-793-1006

※詳細は各学校にお問い合わせください。



特別な支援が必要な子どものための学校があります。

《特別支援学校》

身体・療育手帳

幼稚部・小学部・中学部・高等部に分かれています。見学を希望される場合は、各学校にお問い合わせください。

種別	学校名	電話番号
視覚障害	神戸市立盲学校	078-360-1133
	兵庫県立視覚特別支援学校	078-751-3291
聴覚障害	兵庫県立神戸聴覚特別支援学校	078-709-9301
知的障害	神戸市立青陽須磨支援学校	078-793-1006
	兵庫県立高等特別支援学校	079-563-0689
	兵庫県立阪神昆陽特別支援学校	072-773-5135
	兵庫県立西神戸高等特別支援学校	078-991-2050
肢体不自由	神戸市立青陽須磨支援学校	078-793-1006
	兵庫県立播磨特別支援学校（全寮制）	0791-66-0091
在宅肢体不自由	神戸市立いぶき明生支援学校 みどり学級	078-391-4551
	// にごにこ学級（入所のみ）	078-743-2733
病虚弱	兵庫県立上野が原特別支援学校	079-563-3434
在宅病虚弱児	神戸市立友生支援学校みなと分教室 （こども病院内）	078-381-5366
	// 在宅病虚弱児訪問教育 わらび学級	078-381-5366

《通級指導教室》

種別	学校名	電話番号
視覚	神戸市立盲学校（ひとみ教室）	078-360-1133
	兵庫県立視覚特別支援学校	078-751-3291
聴覚	神戸祇園小学校	078-511-2600
	湊翔楠中学校	078-351-2152
言語・難聴・発達	神戸市立板宿小学校	078-732-9541
	神戸市立西落合小学校	078-792-5535
情緒・発達	神戸市立竜が台小学校	078-792-2380

《病弱学級》

病弱	神戸祇園小学校 なのはな学級	078-382-5111
	湊翔楠中学校 ひまわり学級 （神戸大学医学部附属病院内）	



学校に通うようになってから困ったことがあったら？

以下のような相談機関がありますが、まずは通っている学校の先生に相談してみましょう。

特別支援教育相談センター

成長段階や学びの場に関係なく、幅広く、専門家からの助言も取り入れながら、保護者の皆様や学校からの相談に対応する機関です。

5歳児からの就学の相談や、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童生徒、通常の学級に在籍する児童生徒の入学後の教育相談にも対応します。

TEL078-360-2160 月～金 9:00～17:00

就学相談

①小学校等への入学(就学先の選択)に関する相談

神戸市内の5歳児とその保護者が対象です。保護者が直接お申し込みください。

②就学後の学びの場の変更等の相談

神戸市立の小・中・義務教育学校、特別支援学校に在籍する児童生徒とその保護者が対象です。まずは在籍の学校にご相談ください。

教育相談

小中学校等に在籍する児童生徒の学校生活における学びや支援等を検討する際の相談です。

神戸市立の小・中・義務教育学校、高等学校に在籍する本人および保護者が対象です。まずは在籍の学校にご相談ください。



神戸市総合教育センター 教育相談指導室

児童・生徒の教育相談を行っています。

電話による相談と、面接による相談(予約制)があります。

□相談対象：神戸市在住の児童生徒(18歳まで)

本人または保護者、教員、その他関係者からの相談をうけています。

□相談内容：いじめ、不登校、友人関係、子育て、しつけ、進路学習、学校生活、からだ・健康など。電話で相談する際は、匿名で相談ができます。

電話相談 月～金 9:00～17:00

TEL: 078-360-3152・3153 0120-790-783(通話料無料)

面接相談 火～金 10:00～17:00

TEL: 078-360-3150・3151(予約制)

神戸市ひきこもり支援室

ひきこもり状態にあるご本人やそのご家族が抱える悩みを一緒に考えサポートしていきます。助言や情報提供だけでなく、ご本人やご家族に寄り添って自立に向けお手伝いします。

TEL: #8900(ハヤクオーエン)又は 078-361-3521 FAX:078-361-2573

eメール:hikikomori_shien@office.city.kobe.lg.jp



手帳とは？受給者証とは？

計画相談って何をしてくれるの？

手帳とは？

障害児（者）が暮らしやすくなるように、さまざまな福祉的なサービスを受けるための証明書です。申請の窓口は

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当

TEL:078-731-4341(代) FAX:078-735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5 階)障害福祉担当

TEL:078-793-1313(代) FAX:078-795-1140

身体障害者手帳

指定医により、肢体不自由・聴覚・視覚・内部（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、直腸膀胱機能など）障害に該当する、という診断書をもって申請できます。障害の程度により 1 級から 6 級に分かれています。

療育手帳

知的障害（幼児の場合は「精神発達遅滞」といわれることがあります）の程度により、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）と分かれています。おおむね 2～3 年おきに再判定があり、手帳交付のための判定は、18 歳未満の児童は『こども家庭センター（児童相談所）』、18 歳以上になると『障害者更生相談所』で受けることになっています。

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患（てんかん・発達障害等も含む）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象です。等級は 1 級から 3 級まであります。

手帳の交付を受けることにより、税の減免、交通機関や公共施設の利用割引が適用されたり、補装具・日常生活用具の交付、放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）・居宅介護（ホームヘルプ）・移動支援（ガイドヘルプ）などのサービスを利用する際の手続きがスムーズになったりします。交付を受けた時、どんなサービスを受けられるのか、窓口で聞いてみましょう。その他、さまざまな割引制度を受けられることがありますので、外出の際には持参しましょう。



受給者証（利用者証）とは・・・？

（移動支援《ガイドヘルプ》の場合は「利用者証」といいます。）

児童発達支援事業・放課後等デイサービス・短期入所（ショートステイ）・居宅介護（ホームヘルプ）・移動支援（ガイドヘルプ）などの福祉サービスを利用する場合に必要なものです。

発行するまでに時間がかかるので、事前に相談をしてください。

申請の窓口は、

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当 TEL:731-4341(代) FAX:735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5階)障害福祉担当

TEL:793-1313(代) FAX:795-1140

聞き取り調査の結果、障害の程度などに基づき、妥当な利用日数（月当たり）や時間数が支給量として決定されます。利用負担額は児童の場合は保護者の収入によって（18歳以上は本人の収入）1年ごとに決定され、受給者証に記されています。

サービス提供事業者を受給者証（利用者証）を提示して契約することで、サービスの利用開始となります。

受給者証（利用者証）は有効期間が原則1年間で、更新の手続きが必要です。区役所から更新に必要な書類が郵送されますので、案内をよく読み、必要な手続きを行ってください。

計画相談（障害児相談支援）とは？

《障害児相談支援》

相談支援専門員が、障害のあるお子さん・ご家族の生活に対する意向や悩みを聴き取りながらサービス等利用計画を作成したり、計画に沿った生活を実現するために障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行ったりします。サービスが適切に提供されているか等を確認し、定期的に見直しを行います。対象は障害福祉サービスを利用する障害のあるお子さんです。

利用を希望される場合は、区役所窓口にご相談に行き、申請を行ってください。

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当 TEL:731-4341(代) FAX:735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5階)障害福祉担当

TEL:793-1313(代) FAX:795-1140





どのような福祉サービスがありますか？
サービスを利用するためには？

① 放課後子どもを見てくれるところを探しています。

《放課後等デイサービス》

受給者証

学校通学中の障害児が放課後や夏休み等の長期休暇中において、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを行います。区役所で受給者証を発行されたら、事業所との契約になります。定員や対象年齢は事業所によって異なります。他区の事業所も利用できますので、区役所窓口や障害者相談支援センターへご相談ください。

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当

TEL:078-731-4341(代) FAX:078-735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル5階)障害福祉担当

TEL:078-793-1313(代) FAX:078-795-1140

《放課後児童クラブ（学童保育）》

対象となる児童

○神戸市内に在住する小学生

○保護者が働いているなど、昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭。

○学校や家庭から学童保育に一人で通うことができる。

○食事や排せつが一人でできる。

利用希望者は直接各施設にお問い合わせください。



民間学童保育所は受け入れ年齢、費用、条件などがそれぞれで異なります。各学童保育所へお問い合わせください。

② 子どもにいろいろな社会体験をさせてやりたいので手伝ってほしい。

手帳

利用者証

《移動支援（ガイドヘルプ）》

療育手帳、または身体障害者手帳を持っている（もしくはそれに準ずる状態の）小学生以上の障がい児の余暇活動など、外出にヘルパーが付き添います。原則、通学には使えません。

区役所で利用者証を発行されたら、ヘルパーの事業所との契約となります。事業所一覧は区役所窓口にあります。また、障害者相談支援センターでも事業所についてのご相談に応じます。

手帳

受給者証

《居宅介護支援（ホームヘルプ）》

ホームヘルパーが、障害児本人の身の回りのこと（炊事・洗濯・掃除など）や身体介護（食事・入浴など）を行います。保護者が在宅していることが必要です。

区役所で受給者証を発行されたら、ヘルパーの事業所との契約となります。事業所一覧は区役所窓口にあります。また、障害者地域生活支援センターでも事業所についてのご相談に応じます。

申請・相談窓口

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当

TEL:078-731-4341(代) FAX:078-735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5階)障害福祉担当

TEL:078-793-1313(代) FAX:078-795-1140

障害者相談支援センター (きたすま) TEL:078-795-1453 FAX:078-795-1454

(たかとり) TEL:078-739-1292 FAX: 078-739-1293



③ 一時的に（保護者の病気や、冠婚葬祭など）子どもを預ける場所はありますか？

《短期入所（ショートステイ）》

手帳

受給者証

保護者が病気の場合などに子どもを一時的に施設で預かります。
区役所で受給者証を発行されたら、施設との契約となります。施設一覧は区役所窓口にあります。
また、障害者相談支援センターでも施設についてのご相談に応じます。

《日中一時支援（日帰りショートステイ）》

手帳

受給者証

ショートステイを行っている施設で日帰りの利用ができます。
区役所で受給者証を発行されたら、施設との契約となります。施設一覧は区役所窓口にあります。
また、障害者相談支援センターでも施設についてのご相談に応じます。

申請・相談窓口

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当

TEL:078-731-4341(代) FAX:078-735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5階)障害福祉担当

TEL:078-793-1313(代) FAX:078-795-1140

障害者相談支援センター (きたすま) TEL:078-795-1453 FAX:078-795-1454
(たかとり) TEL:078-739-1292 FAX: 078-739-1293

《ファミリー・サポート・センター》

保護者の外出時などに、協会員（有償ボランティア）が自宅等で子どもを預かります。月齢が概ね、3か月～小学校6年生まで利用できます。利用料は1時間につき平日700円、土日800円（宿泊、病児、家事援助は除く）です。利用を希望される方は、事前研修（90分）・登録が必要です。



TEL:078-262-1727 FAX:078-271-5365

《子育てリフレッシュステイ》

保護者の出産や急病、あるいはリフレッシュ等の目的で子どもの一時預かりを行っています。利用は、一定期間の宿泊か、一定時間の預かり（10日以内）で、利用料が必要です。利用を希望される場合は、予め施設に相談の上、受入れ状況をご確認ください。施設の一覧は区役所で受け取ることが出来ます。



《ボランティアセンター》

家族・知り合いなどの手助けが得られない、制度が利用できない場合に、ボランティアを依頼することができます。



ボランティアセンターで依頼内容を聞き取り、その条件をボランティア希望者にお伝えして、お応えくださる方がいらっしゃった場合にご紹介するという流れになります。まずはボランティアセンターにご相談ください。

須磨区社会福祉協議会 区役所3階

(ボランティアセンター直通) TEL: 078-731-8922

FAX: 078-733-2533



④ 子どもの養育が難しくなった。施設入所を考えたいが…。

障害児入所支援

さまざまな理由により、家庭で養育できなくなった場合、入所施設があります。市内の施設が定員いっぱいだった場合は、市外の施設を案内されることがあります。入所についての相談先はこども家庭センターです。


神戸市こども家庭センター TEL:078-599-7300 FAX:078-977-8085

《知的障害児》


おかば学園	北区有野中野 2-5-19 (最寄り駅：神鉄 岡場) TEL:078-981-7271 FAX:078-981-0825	
上野丘学園	北区淡河町東畑 75 (最寄り駅：神姫バス三田・三木線 学園前) TEL:078-958-0252 FAX:078-958-0280	
さわらび学園	西区神出町南 619 (最寄り駅：市バス 神出南/神姫バス三木線 田井南) TEL:078-965-2387 FAX:078-965-2393	

入所後、さわらび学園はのじぎく特別支援学校、おかば学園と上野丘学園は神戸特別支援学校へ通学します。

《肢体不自由児等》

おおぞらのいえ	西区曙町 1070 総合リハビリテーションセンター内 (最寄り駅：バス利用の場合…明石 タクシー利用の場合…西明石) TEL:078-927-2727(内 2751) FAX:078-925-9253 ※医師の配置がないので、医療行為を必要とされる方の入所はできません。	
---------	---	---

《重症心身障害児者》

にこにこハウス 医療福祉センター	北区山田町下谷上字中一里山 14-1 (しあわせの村内) (最寄り駅：バス利用の場合…市バス 66 系統その他 「病院前」バス停より徒歩 7 分) TEL:078-743-2525 FAX:078-743-2050	
---------------------	--	---

手当や割引など

手当や減免やいろいろな割引などがあります。対象になるかどうか、その条件や必要書類、手続き方法などは制度毎に異なります。詳しくは下記お問い合わせ先へお尋ねください。

税金の減免

手帳

対象となる身体障害者手帳・療育手帳の等級は障害種別によって異なります。

対象になるかどうかは、各お問い合わせ先へお尋ねください。

◎所得税＝須磨税務署 TEL:731-4333 (代)

◎住民税＝新長田合同庁舎 TEL:647-9300 FAX:647-9560

◎自動車税

・自動車税＝車を購入した時に購入した先で手続きをしてくれます。

車を購入後に減免の手続きをする時は以下の窓口で手続きすることができます。

神戸県税事務所（新長田合同庁舎 6階）

須磨区管轄 TEL:647-9157 FAX:642-1024

・軽自動車税＝新長田合同庁舎

TEL:647-9399 FAX:647-9570

特別児童扶養手当

手帳

20歳未満で、身体又は精神に障害のある児童＊を家庭において監護している父又は母等に支給される手当です（入院・施設入所中は受給不可）。＊所得制限があり、かつ、専用の診断書にて審査により支給の可否が決定されます。

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童＊に支給される手当です（施設入所中は受給不可）。＊所得制限があり、かつ、専用の診断書にて審査により支給の可否が決定されます。

重度心身障害者介護手当

手帳

65歳未満で常に見守りが必要な障害児（者）＊を常時介護している人へ支給される手当です（入院中・施設入所中または障害・介護サービス利用者は受給不可）重度心身障害児者の介護者の介護負担を軽減するための手当です。＊所得制限があり、かつ、専用の診断書にて審査により支給の可否が決定されます。

割引など

手帳

福祉乗車証、市立駐車場、有料道路通行料等、様々あります。詳しくは、付録ページ、または「障害者福祉のあらし」をご覧ください。

手当・割引の申請・相談窓口

須磨区役所3階 保健福祉課 障害福祉担当 TEL:731-4341(代) FAX:735-8159

北須磨支所 保健福祉課(名谷センタービル 5階)障害福祉担当

TEL:793-1313(代) FAX:795-1140

障害者相談支援センター・発達障害者相談窓口

障害者相談支援センターでは

- 各種福祉サービスや制度について
- 障害福祉サービス利用の手順や内容についての説明
- 利用意向の聞き取りとプランの作成
- 専門機関などに関する情報提供
- 地域生活支援のための関係機関との連絡調整
- 須磨区自立支援協議会の事務局

…などを行っています。相談はお電話でも、来ていただいても結構です。また、ご自宅に訪問もできます。お近くのセンターにお気軽にご相談ください。

きたすま障害者相談支援センター

- 住所：須磨区中落合 2-2-8 ワコーレ須磨名谷ステーションマークス 1 階
- TEL：078-795-1453 FAX：078-795-1454
- 最寄駅：地下鉄西神山手線「名谷」駅 徒歩 5 分



たかとり障害者相談支援センター

- 住所：須磨区大田町 7-3-15 須磨在宅福祉センター内
- TEL：078-739-1292 FAX：078-739-1293
- 最寄駅：JR「鷹取」駅、市営地下鉄西神山手線、山陽電鉄「板宿」駅 徒歩 10 分



※障害者相談支援センターは各区にあります。

発達障害者中部相談窓口

2009 年 7 月に開設した大人の発達障害の方の相談窓口として開設されました。現在は概ね 15 歳以上の相談を受け付けています。曖昧な指示がわからない、対人関係が苦手など、発達障害の特性による生きにくさを抱えている方の力になればと思います。気軽にご相談ください。

<利用できる方>

- 発達障害の診断を受けていない方もご利用できます。
- 神戸市内（兵庫区・中央区・長田区・須磨区）にお住まいの 15 歳以上（中学卒業後）の発達障害の方とご家族の方。
- 支援をしている関係機関や雇用している会社の方など。

<相談までの流れ>

- 相談にかかる費用は無料です。
- 事前予約が必要です。まずはお電話か FAX でご予約ください。
- 相談内容に応じて、電話相談もしくは面接相談とさせていただきます。
- 医療機関のご紹介・診断、就職先の斡旋は行っておりませんので、ご了承ください。



窓口開設日時：火曜～土曜日 9：00～17：30（祝休日・年末年始は除く）

電話：(078) 672-6497 FAX：(078) 686-1732

住所：〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通 5-1-1 中部在宅障害者福祉センター内 2 階

最寄り駅・バス停：JR 兵庫駅、神戸高速鉄道 大開駅、市バス 4・8・9 系統兵庫駅前

すまっこナビ－発達の気になるお子さんご家族のための情報冊子－

平成 29 年 3 月 発行

令和元年 5 月 改訂

令和 4 年 7 月 改訂 2

令和 5 年 5 月 改訂 3

発行・編集：須磨区自立支援協議会 親子部会

(事務局・問合せ先)

きたすま障害者相談支援センター

TEL:078-795-1453 FAX:078-795-1454

たかとり障害者相談支援センター

TEL:078-739-1292 FAX: 078-739-1293